

2 時間外労働等改善助成金

中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む事業主に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。

本助成金は次の5つのコースに分けられます。

- I 時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成する「時間外労働等上限設定コース」
- II 勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成する「勤務間インターバル導入コース」
- III 年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成する「職場意識改善コース」
- IV 3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組を助成する「団体推進コース」
- V 中小企業事業主が在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを助成する「テレワークコース」

I 時間外労働等上限設定コース

時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、時間外労働の上限設定を行うことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本コースは、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、1の支給対象となる取組を実施し、2の成果目標を達成した場合に下記の「助成額」を受給することができます。

1 次のいずれかの支給対象となる取組を実施すること

- (1) 就業規則の作成・変更
- (2) 研修（業務研修を含む）
- (3) 外部専門家によるコンサルティング
- (4) 労務管理用機器等の導入・更新
- (5) 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
- (6) 人材確保等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組

2 対象事業主の区分に応じ、次のいずれかの成果目標を達成すること

(1) 下記の「対象となる事業主」の対象事業主（1）の場合

平成30年度（又は平成31年度）に有効な36協定において、時間外労働時間数で月45時間以下かつ年360時間以下あるいは、休日労働時間数を含めた時間外労働時間数が月80時間又は月60時間以下かつ年720時間以下の上限設定を行い、労働基準監督署に届出すること

(2) 下記の「対象となる事業主」の対象事業主（2）の場合

平成30年度（又は平成31年度）に有効な36協定において、時間外労働で月45時間以下かつ年3

60時間以下あるいは月60時間以下かつ年720時間以下の上限設定を行い、労働基準監督署に届出すること

注意 (1) または (2) に加え、週休日を増加させ、週休2日制とする成果目標を達成した場合には助成上限額の加算があります。

※ 詳細については、厚生労働省HPで掲載している交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 下表のいずれかに該当する事業主であること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 3 平成28年度又は平成29年度において、次のいずれかに該当する事業主であること。
 - (1) 時間外労働時間数に休日労働時間数を合わせて月80時間を超える又は時間外労働時間数で年720時間を超える特別条項付き36協定を締結していた事業場であって、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月行った労働者(単月に複数名が行った場合を含む)を有した事業主(対象事業主(1))
 - (2) 時間外労働時間数で月45時間を超えて時間外労働時間数に休日労働時間数を合わせて月80時間以下又は時間外労働で年360時間を超えて720時間以下の特別条項付き36協定を締結していた事業場であって、現に当該時間の範囲の時間外労働等を複数月行った労働者(単月に複数名が行った場合を含む)を有した事業主(対象事業主(2))

※ 詳細については、厚生労働省のHPで掲載している交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

助成額

本コースは、成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。助成率及び上限額は以下のとおりです。

1 助成率

3/4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成）

2 上限額

(1) 対象事業者(1)の場合

平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間以下、年間360時間以下に設定した場合は、上限額150万円

※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合は、上限額100万円

※月60時間を超え、休日労働時間数を含む時間外労働時間数を月80時間以下、年間720時間以下の設定に留まった場合は、上限額50万円

(2) 対象事業者(2)の場合

平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間以下、年間360時間以下に設定した場合は、上限額100万円

(3) 週休2日制にした場合

度合いに応じて上限額を加算

4週当たり 4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円

(4) 上限額の合計は、200万円までとする。

受給手続

本コースを受給しようとする事業主は、別途交付要綱等で定める期日までに、「交付申請書」に必要な書類を添えて、事業の所在地を管轄する都道府県労働局へ申請してください。

利用にあたっての注意点

本コースの詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び支給要領をご確認頂くか、事業の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へお尋ねください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

Ⅱ 勤務間インターバル導入コース

時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、勤務間インターバル制度を導入することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本コースは、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次のいずれかの支給対象となる取組を実施し、成果目標を達成した場合に下記の「助成額」を受給することができます。

1 支給対象となる取組

就業規則の作成・変更、研修（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新、人材確保等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組

2 成果目標

中小企業事業主が新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入することなど。

※ 詳細については、厚生労働省のHPで掲載している交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 下表のいずれかに該当する事業主であること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 3 勤務間インターバル（以下「勤務間インターバル」という。）を導入していない事業場などを有する事業主であること。

※ 詳細については、厚生労働省のHPで掲載する交付要綱及び支給要領をご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

助成額

本コースは、成果目標の達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。助成率及び上限額は以下のとおりです。

(1) 助成率

3/4 (事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)

(2) 上限額

インターバル時間数等に応じて、

① 9時間以上11時間未満 40万円

② 11時間以上 50万円 など

受給手続

本コースを受給しようとする事業主は、別途交付要綱等で定める期日までに、「交付申請書」に必要な書類を添えて、事業の所在地を管轄する都道府県労働局へ申請してください。

利用にあたっての注意点

本コースの詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び支給要領をご確認頂くか、事業の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へお尋ねください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

Ⅲ 職場意識改善コース

時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、所定労働時間の削減、年次有給休暇取得促進に取り組むこと等を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本コースは、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次のいずれかの支給対象となる取組を実施し、成果目標を達成した場合に下記の「助成額」を受給することができます。

1 支給対象となる取組

就業規則の作成・変更、研修（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新、人材確保等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組

2 成果目標

(1) 年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減を取組む場合

- ① 労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる。
- ② 労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減させる。

(2) 労働基準法施行規則第25条の2の規定により法定労働時間が週44時間とされており、かつ、改善事業に取り組む前の所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場（以下「特例措置対象事業場」という。）を有する事業主が労働時間短縮に取り組む場合

- ① 特例措置対象事業主が週所定労働時間を40時間以下とすること

※ 詳細については、厚生労働省のHPで掲載している交付要綱及び支給要領をご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 下表のいずれかに該当する事業主であること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

3 「対象となる措置」2(1)の成果目標に取り組む場合、前年における、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上である事業主であること。

4 「対象となる措置」2(2)の成果目標に取り組む場合、支給対象となる取組に取り組む前の所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する事業主であること。なお、これらの

事業場において、これまでに所定労働時間が週40時間以下であったことがある場合は除く。

※ 詳細については、厚生労働省のHPで掲載する交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

助成額

本コースは、成果目標の達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。助成率及び上限額は以下のとおりです。

(1) 助成率

3/4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成）

(2) 上限額

① 「対象となる措置」2成果目標（1）の場合

上限額100万円

※年次有給休暇の平均取得日数を12日以上増加させた場合は上限額50万円を加算する。

※年次有給休暇の取得状況及び所定外労働時間数の状況が全く改善されない場合は、支給しない。

② 「対象となる措置」2成果目標（2）の場合

上限額50万円

支給手続

本コースを受給しようとする事業主は、別途交付要綱等で定める期日までに、「交付申請書」に必要な書類を添えて、事業の所在地を管轄する都道府県労働局へ申請してください。

利用にあたっての注意点

本コースの詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び支給要領をご確認頂くか、事業の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へお尋ねください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

IV 団体推進コース

時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、3社以上で組織する中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本コースは、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主団体が、次のいずれかの支給対象となる取組改善事業を実施し、成果目標を達成した場合に下記の「助成額」を受給することができます。

1 支給対象となる取組

好事例の収集、普及啓発、実態調査、セミナー開催又は受講、巡回指導、人材確保に向けた取組等労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組

2 成果目標

傘下企業のうち、2分の1以上の企業に上記の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行うこと。

※ 詳細については、厚生労働省のHPで掲載している交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

1 傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主が3以上で組織する、中小企業事業主の団体又はその連合団体であること。

2 中小企業事業主の団体又はその連合団体の傘下の事業主のうち、下表のいずれかに該当する事業主が一定以上存在すること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※ 詳細については、厚生労働省のHPで掲載する交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

助成額

本コースは、成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費を支給します。
助成率及び上限額は以下のとおりです。

(1) 助成率

定額

(2) 上限額

500万円

都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は
上限額1,000万円

受給手続

本コースを受給しようとする事業主は、別途交付要綱等で定める期日までに、「交付申請書」に必要な書類を添えて、事業の所在地を管轄する都道府県労働局へ申請してください。

利用にあたっての注意点

本コースの詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び支給要領をご確認頂くか、事業の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へお尋ねください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

V テレワークコース

時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対してその経費を助成するものであり、テレワークによる労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本コースは、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的として、次の措置のいずれかの取組を実施した場合に、成果目標の達成状況に応じて、下記の「助成額」を受給することができます。

1 支給対象となる取組

テレワーク用通信機器の導入・運用（※）、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、外部専門家によるコンサルティングの事業

※ パソコン、タブレット、スマートフォンは支給対象となりません。

2 成果目標

- (1) 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させること
- (2) 評価期間において、対象労働者が在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とすること
- (3) 労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させること
または
労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させること

※ 詳細については、厚生労働省HPで掲載している交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/syokubaisikitelework.html

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 下表のいずれかに該当する事業主であること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 3 テレワークを新規で導入（※1）する事業主であること。

※1 試行的に導入している場合を含む。

または

テレワーク制度を継続して活用（※2）する事業主であること。

※2 過去に本助成金の支給を受けた事業主は、対象労働者を2倍に増加すること

- 4 労働時間等の設定の改善を目的として、在宅又はサテライトオフィスにおいて、就業するテレワークの実施に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主であること。

※ 詳細については、厚生労働省HPで掲載している交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/syokubaisikitelework.html

助成額

本コースは、上記の対象となる措置に要した経費の一部を、成果目標の達成状況に応じて支給します。

助成額は、措置に要した経費の合計に助成率を乗じた額、対象となる労働者の数に1人当たりの上限額を乗じた額、1企業当たりの上限額のうち最も低い額です。

助成率及び上限額は以下の通りです。

(1) 助成率

- ・上記の成果目標をすべて達成した場合 3 / 4
- ・上記の成果目標を達成しなかった場合 1 / 2

(2) 上限額

①事業の対象労働者1人当たりの上限額

- ・上記の成果目標をすべて達成した場合 20万円
- ・上記の成果目標を達成しなかった場合 10万円

②1企業当たりの上限額

- ・上記の成果目標をすべて達成した場合 150万円
- ・上記の成果目標を達成しなかった場合 100万円

受給手続

本コースを受給しようとする事業主は、別途交付要綱等で定める期日までに、交付申請書に必要な書類を添えて、テレワーク相談センターへ申請してください。

利用にあたっての注意点

本コースの詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び支給要領をご確認頂くか、テレワーク相談センターへお尋ねください。

<http://www.tw-sodan.jp/>